

番 号：諮問第176号

答申日：令和元年9月11日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において非開示とした部分のうち「筆界未定に関する調書」の「処理内容」欄の立会日について開示すべきであるが、その余について行った部分開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年12月15日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を『「地籍調査の成果の認証について」岩出市船戸の一部地区 認証請求 平成21年8月6日付岩市事第870号」と特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対して、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して、平成28年2月19日付け地政第04170002号の20で異議申立人に通知した。
 - (1) 開示しない部分
 - ア 工程検査成績表における実行機関である業者の工程管理者名
 - イ 筆界未定に関する調書における所有者間の処理内容（所有者の立会日等を含む。）
 - ウ 地籍測量総括表の個人名及び印影
 - エ 精度管理表の個人名及び印影

(2) 開示しない理由

条例第7条第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。(1)ア)

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。(1)イ、ウ及びエ)

- 4 異議申立人は、平成28年3月7日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、開示請求対象文書名を改竄せず、開示請求対象文書名どおり原本の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 異議申立人の請求は、別紙請求内容のとおり承認申請書及び承認申請書添付書類一式全て原本開示であったにも関わらず、実施機関の部分開示決定通知は「平成21年8月6日岩市事第870号」であり、既に過去において開示済みの文書を重複して一部開示しようと開示請求対象文書名を改竄している。
- (2) 閲覧する段階で、原本ではなく、すでに開示済みのコピーだとわかった。
- (3) 非開示に対する異議申立てでないから、当日にさかのぼって原本をそのまま開示することを求める。
- (4) 県の理由説明書による理由説明は経緯であって理由の説明でない。ここに記載する内容は、事前の決定通知書で通知しておけばわざわざ交通費及び時間を浪費せず、文書で解決した。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は閲覧を開始したが、原本でないという理由で帰ってしまった。

写しを閲覧することとした理由については、当該公文書は、地籍調査という広域にわたる面的調査の成果であり、永久保存文書でもあることから、今後も様々な者から開示請求等の対応を求められる可能性があるため、できる限り汚損や劣化を避ける必要がある。また、非開示が妥当と判断される部分もあることから、いったん原本の写しを作成し、これに黒塗りしたものの写しを閲覧に供することが妥当であると判断したものである。

過去に開示した公文書を再度開示したことについては、実施機関は、異議申立人が公文書開示請求書に記載した内容を確認した上で公文書を特定したが、特定した公文書の中には過去に異議申立人に部分開示を行った「岩出市認証請求書」も含まれており、今回で合計3回目の開示となる。今回開示請求された公文書は、「承認申請書及び添付書類一式全て」であり、すでに部分開示した公文書も含む一件全てを部分開示する必要があると判断した。

このような経緯は、通常であれば閲覧時に説明できるが、今回、異議申立人は、過去に部分開示された箇所を見て、実施機関の説明を遮り「原本を開示しろ」と何度も叫び、「(閲覧に要した) 200 円は詐欺だ。お前らは詐欺だ、警察に訴える。」と言って立ち去ってしまったため、説明ができなかったものである。

なお、本件開示請求に対して、開示しない部分は本答申第2の3(1)に記載のとおりであり、条例第7条第2号に該当することから、本件処分を行ったものである。

まず、工程検査成績表における実行機関の「工程管理者名」について、地籍調査の各工程のうち、岩出市から業者に外注されている工程は、実行機関として業者名や代表者名とともに工程管理者名の記載がある。工程管理者は実行機関の社員であり、工程管理者名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため条例第7条第2号に該当する。

筆界未定に関する調書における所有者間の「処理内容」について、地籍調査では所有者等の立会により筆界に意見の相違があった場合は「筆界未定」となる。その地番や所有者氏名は登記所で閲覧が可能であるが、処理内容欄に記載した筆界未定に至る経緯は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号に該当する。

なお、筆界未定の処理内容において所有者の立会日を非開示としたのは、処理内

容欄に記載されている者以外にも立会人がいる場合が考えられ、立会日が開示されると相続人や代理人が近隣者等に判明してしまうおそれがあるからである。

地籍測量総括表における「担当責任者」及び精度管理表における「作業班長」と「主任技術者」の氏名及び印影について、岩出市から業者に外注されている測量工程は、作業機関名に業者名が記載されるとともに作業班長や主任技術者名の記載がある。この2名は実行機関の社員であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 公文書の特定の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、本件開示請求の対象公文書を『『地籍調査の成果の認証について』岩出市船戸の一部地区 認証請求 平成21年8月6日付岩市事第870号』と特定し、部分開示決定を行っている。

異議申立人は、「開示請求対象文書名を改竄せず、開示請求対象文書名通り原本開示せよ」と異議申立てを行っていることから、当審査会は、実施機関のした公文書の特定の妥当性について審議を行った。

(1) 公文書の特定について

部分開示決定通知書に記載された公文書の名称については、実施機関が、請求内容の趣旨に鑑み、具体的な公文書を特定しているのであり、当該特定された公文書の名称が決定通知書に記載されていることから、当審査会はその判断は相当であると考え。この点について、異議申立人は、異議申立ての趣旨において、既に過去において開示済みの文書を重複して一部開示しようと開示請求対象文書名を改竄していると主張する。しかし、開示された公文書に既に過去において開示済みの公文書が含まれていたことについては、開示請求の内容

が、「承認申請書及び添付書類一式全て」であり、実施機関は、過去に部分開示した公文書も含む一件全てを部分開示する必要があると判断したとのことであり、実施機関の説明に特段不合理な点はない。

(2) 本件処分の妥当性について

しかしながら、本案件における対象公文書は、諮問第 164 号において審議の対象となった対象公文書の一部と重複し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分及び開示しない理由は、諮問第 164 号と同一である。そうすると、当審査会は、諮問第 164 号における答申同様、「筆界未定に関する調書」の「処理内容」欄の立会日については、一般人を基準に考えると、一般人が土地所有者として登記されていない相続人や代理人の情報を取得することは困難であることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとはいえず、また、立会日が開示されることにより、個人の権利利益を害するおそれもないことから、条例第 7 条第 2 号に該当せず、開示すべきであると考えらる。

しかし、実施機関が行った本件処分のその余の部分については妥当である。

(3) 原本の開示について

異議申立人は、「原本開示」と請求したところ、写しを開示されたことについて、異議申立ての理由としている。

しかし、原本ではなく写しを開示したことについては、条例第 16 条第 1 項ただし書において「閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、当該公文書の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。」と規定している。本件では、部分的に非開示の箇所があり、的確に部分開示をするためには、墨塗りを施す必要があるところ、本件において、原本を閲覧に供しなかった実施機関の対応が不適切であったとはいえない。

(4) 小括

以上から、実施機関が条例第 7 条第 2 号に該当するとして部分開示決定を行った本件処分のうち「筆界未定に関する調書」の「処理内容」欄の立会日について開示すべきであるが、その余の部分については妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 28 年 3 月 15 日	○諮問（実施機関）
平成 28 年 3 月 31 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 28 年 4 月 18 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 12 月 26 日	○審議
平成 31 年 1 月 23 日	○審議
平成 31 年 2 月 12 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
令和元年 7 月 2 日	○審議
令和元年 7 月 30 日	○審議
令和元年 8 月 23 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 12 月 15 日	平成 21 年 9 月 25 日付岩出市実施地区名による地づ第 159 号国土調査法第 19 条第 3 項規定による承認の申請書写し及び添付書類一式全て原本開示。
平成 28 年 1 月 8 日 (補正後)	平成 21 年 9 月 25 日付地づ第 159 号で県が岩出市に認証した地籍調査の成果について、国土調査法第 19 条 3 項の規定による承認申請書及び添付書類一式全て原本開示。